

平成29年度安定雇用促進スキルアップ給付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、この市の安定雇用の促進を図るため、技能訓練を修了した者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に定める技能訓練を修了した者
- (2) 給付金交付申請書の提出を行う時点（以下「申請時点」という。）においてこの市に住所を有している者
- (3) 申請時点において、公共職業安定所に求職の登録を行い就職活動中の者（正規学生を除く。）（以下「求職者」という。）又は30歳未満の若年労働者（以下「若年労働者」という。）で職業上対象となる技能訓練を活かせる者
- (4) この要綱による給付金を既に交付されていない者

(交付対象技能訓練)

第3条 給付金の交付の対象となる技能訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成29年4月1日以後に修了する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「教育訓練」という。）
- (2) 教育訓練を修了した者が、その教育訓練について雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けていないもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、技能訓練の受講料の2分の1とし、5万円を超える場合にあつては5万円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金交付申請書の提出期限は、技能訓練を修了した日から1か月を経過する日又は平成30年3月31日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 離職中及び求職活動中であることが確認できる書類（求職者）
- (2) 職業上、資格を活かせることが確認できる書類（若年労働者）
- (3) 技能訓練（教育訓練給付金の支給に係るものを除く。次号において同じ。）の開始の日

及びその修了の日が分かる書類

(4) 技能訓練の受講料の領収書で、その内訳が分かるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

(給付金額確定通知)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (給付金交付申請書)

(安定雇用促進スキルアップ給付金用)

平成 年 月 日

(あて先) 山 形 市 長

申請者 住 所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ (印)

安定雇用促進スキルアップ給付金交付申請書

平成 29 年度において、安定雇用促進スキルアップ給付金 _____ 円を交
付されるよう、山形市補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により、関係書類を添え
申請します。

教育訓練修了証明書

住 所	〒 ー 山形市	発行年月日
		平成 年 月 日
ふりがな		※発行番号(任意)
氏 名		

※市役所から照会できるように任意番号の記入をお願いします。

教育訓練 講座名			
指定番号	ー	ー	
実施方法	<input type="checkbox"/> 通学制 <input type="checkbox"/> 通信制	訓練期間	月・回
受講開始日	平成 年 月 日	受講修了日	平成 年 月 日

教育訓練経費	円	内訳	入学科	円
支払方法	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割		受講料	円
支払手段	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> クレジット(クレジット会社名)			
割増・割引	<input type="checkbox"/> 標準額			
	<input type="checkbox"/> 割 増(理由) <input type="checkbox"/> 割 引(理由)			
備 考				

以上のとおり、表記の受講者が、当教育訓練施設の修了認定基準に照らし、表記の教育訓練講座を修了したことを証明します。

山 形 市 長 殿

指定教育訓練実施者名

教育訓練施設の名称

所在地

電話番号

長の職名・氏名

印

【必要書類の提出について】

申請者本人は、教育訓練講座修了日から30日以内（3月のみ平成30年3月31日まで）に安定雇用促進スキルアップ給付金交付申請書（様式第1号）に次の書類等を添付のうえ、市に申請してください。なお、申請書には日付・給付金額は記載しないでください。

○添付してもらう書類等の一覧

チェック	提出書類等	利用目的
	免許証またはパスポート	申請者本人の確認
	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 様式6の3(2)（※該当する方のみ提出してください）	失業状態の確認
	求職申込書（ハローワークカード等） （※求職者の方のみ提出してください。）	求職活動の確認
	職業上、資格を活かせることが確認できる書類 例：労働条件通知書の写し、雇用契約書の写し など （※30歳未満の若年労働者の方のみ提出してください。）	職業上、資格を活かせることの確認
	教育訓練修了証明書 【別紙様式（安定雇用促進スキルアップ給付金用）で指定教育訓練実施者が証明したもの】	教育訓練修了の確認
	教育訓練経費の領収書（コピー不可）	経費確認及び国の制度との重複給付回避
	補助金の入金を受ける通帳またはキャッシュカード	振込先の口座確認
	口座振替請求書（手続きの際、ご記入いただきます。）	口座振替の請求書
	朱肉の印鑑（記載した書類に押印してもらいます。）	申請書・請求書押印

○お問い合わせ・申請先

山形市商工観光部雇用創出課（市役所本庁舎 6階）

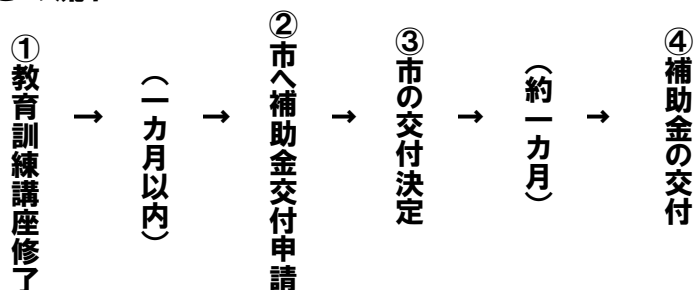
雇用労政グループ

電話641-1212 内線415

○Eメールによるお問い合わせ

koyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

○申請手続きの流れ



※ 補助金交付申請は、
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

(参 考)

申請書が受理されてから次の通知が、本人あてに通知されます。

雇 創 第 号

平成 年 月 日

様

山 形 市 長 ㊟

平成29年度安定雇用促進スキルアップ給付金の交付決定及び額の確定について（通知）

平成 年 月 日付けで申請がありましたみだしの給付金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定するとともに、同規則第14条の規定により給付金の額を確定しましたので通知します。

給付金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

1 給付金交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

(1) 山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。

(2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を事業の完了日が属す

る年度の翌年度から起算して5年間は整理・保存してください。

様式第2号 (給付金交付証明書)

(安定雇用促進スキルアップ給付金 30歳未満の若年労働者用)

平成 年 月 日

(あて先) 山形市長

申請者氏名 _____ 印

安定雇用促進スキルアップ給付金交付申請に係り、この度修了した技能訓練は、その資格が職業上活かせるものであることを証明します。

法人名 _____ 印

代表者名 _____